

## 議案第 6 1 号

### 松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 5 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

#### 松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項を附則第 16 項とし、附則第 13 項を附則第 15 項とし、附則第 12 項を附則第 14 項とする。

附則第 11 項中「第 28 項、第 32 項」を「第 27 項、第 31 項、第 44 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 10 項中「附則第 2 項及び第 4 項」を「附則第 4 項及び第 6 項」に、「附則第 2 項及び第 5 項」を「附則第 4 項及び第 7 項」に、「附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項」を「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項から第 7 項まで」を「附則第 7 項から第 9 項まで」に、「附則第 7 項」を「附則第 9 項」に、「附則第 8 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 8 項を附則第 10 項とし、附則第 7 項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 2 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項中「附則第 2 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 4 項中「附則第 2 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 6 項とし、附則第 3 項を附則第 5 項とする。

附則第 2 項を附則第 4 項とし、附則第 1 項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

2 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

3 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 2 項を附則第 4 項とし、附則第 1 項の次に 2 項を加える改正規定（附則第 3 項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。